

労働時間等の設定改善を支援するための助成金

働き方改革推進支援助成金

業種別課題対応コース

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された業種等が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
成果目標の達成状況に基づき、最大470万円 (一定要件の場合、最大480万円加算)

労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
成果目標の達成状況に基づき、最大250万円 (一定要件の場合、最大480万円加算)

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

【助成率】
3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
【上限額】
インターバル時間数等に応じて、
①9時間以上11時間未満 100万円②11時間以上 120万円 など
(一定要件の場合、最大480万円加算)

団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

【助成率】 定額
【上限額】 500万円
都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体 (傘下企業数が10社以上) の場合は上限額1,000万円

【問い合わせ】 愛媛労働局雇用環境・均等室 089-935-5222